

山口県経営者協会 様

山口県環境生活部環境政策課長

山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金の
対象事業の公募について

本県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、県内産業の振興とエネルギーの地産地消を通じた地域脱炭素社会の実現を図ることを目的として、今年度より新たに「山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金」を創設しました。

これに伴い、対象事業の公募を下記のとおり行いますので、機会を捉えた関係者への周知など御協力をお願いします。

記

1 補助制度の概要

(1) 補助対象者

以下のいずれかに該当する者。ただし、②及び③は、太陽光発電設備を導入する場合に限る。

- ① 県内に事業所を有する中小企業者等
- ② オンサイトPPAにより①に設備提供するPPA事業者
- ③ リース契約により①に設備提供するリース事業者

(2) 補助対象設備及び補助率又は補助金額

区分	補助対象設備	補助率又は補助金額
1 屋根置き など自家 消費型太 陽光発電	① 太陽光発電設備 [上限 50kW]	5 万円/kW(定額) 【山口県産省・創・蓄エネ関連設備】+2 万円/kW(定額)
	② 蓄電池 [上限 61kWh]	単価(円/kWh)の 1/3 【山口県産省・創・蓄エネ関連設備】+1.2 万円/kWh(定額)
	③ 車載型蓄電池	蓄電容量×1/2×4 万円/kWh (定額)
	④ 充放電設備・充電設備	1/2
	外部給電器	1/3
2 地 域 共 生・地域裨 益型再エ ネの立地	① 太陽熱利用設備	2/3
	② 地中熱利用設備	2/3 【山口県産省・創・蓄エネ関連設備】+0.4 万円/m ² (定額)
	③ その他基盤インフラ設備 (エネルギーマネジメントシステム)	2/3
3 業務ビル 等におけ る徹底し た省エネ	① 高効率空調機器	1/2
	② 高効率給湯機器	1/2
	③ コージェネレーションシステム	1/2

※区分1は「①太陽光発電設備」の設置が必須

(3) 補助対象経費

工事費、設備費、業務費、事務費、車両費(充放電設備費を含む)

2 公募期間

令和5年5月23日(火曜日)から6月26日(月曜日)まで

3 問合せ・提出先

応募に必要な書類は、持参、郵送又はメールにより以下に提出してください。

〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1番1号

山口県予防保健協会(山口県地球温暖化防止活動推進センター)

TEL:083-933-0008(ダイヤルイン:7) Mail:yccca@yobou.or.jp

※補助制度の詳細及び必要書類のダウンロードは、以下のホームページを御確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/209060.html>

地球温暖化対策班 担当 田中友之

TEL:083-933-2690 FAX:083-933-3049

Email:a15500@pref.yamaguchi.lg.jp